平成２５年（フ）第１３３７８号
東京都新宿区上落合３丁目32―４―301
債務者　高須　一壽
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３７９号
東京都武蔵野市境２丁目15―３
債務者　保里　和宗
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３８４号
東京都足立区谷中５丁目５―４―101
債務者　衣笠　　真
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３８７号
埼玉県鴻巣市松原４丁目４―16
債務者　宮崎　敬次
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２４号
横浜市青葉区市ケ尾町536番地15
債務者　森　　結香
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９０８号
神奈川県大和市南林間７丁目17番14号　クレール南林間202号
債務者　千木　幸一
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３７号
横浜市港南区野庭町673番地　野庭住宅３棟503号
債務者　諏訪田知恵
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９２号
横浜市金沢区並木１丁目15番９―302号
債務者　亀田　雄二
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０号
愛媛県喜多郡内子町平岡甲2128番地１　柿原２団地７号
債務者　合田　　博
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第５８７号
栃木県宇都宮市竹林町347番地　増渕ハイツＢ202、前住所群馬県高崎市吉井町小串305番地９
債務者　大野富士子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９７号
栃木県宇都宮市御幸町185番地　渡清ハイツ207、前住所栃木県宇都宮市御幸町144番地３
債務者　坂本　晃一
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９１５号
東京都八王子市大和田町７丁目17番38号
債務者　山口　　勝
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６５号
栃木県宇都宮市宝木本町1372番地
債務者　細矢　和江
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後３時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９２号
栃木県真岡市上大沼123番地３、前住所栃木県真岡市荒町２丁目18番地６　山本住宅３号棟
債務者　近藤　祥子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３９号
岡山市中区神下546番地17
債務者　大野　文昭
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６号
熊本県人吉市下林町2022番地
債務者　疋田　光子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部